

第5章 防災計画

1. 防火・防犯対策

(1) 火災時の安全性に係る課題

ア. 当該建物群の燃焼特性

今回対象建物は、すべて木造建造物である。屋根は瓦葺きで燃焼性は低いが、軒裏は垂木・野地板、外壁の大部分は簾子下見板張り、建具も木製で可燃性が高いため、適切な防火措置が必要と考えられる。

イ. 延焼の危険性

今回計画の4棟と、既整備の2棟の計6棟はそれぞれ独立しているが、外国人西社宅と東社宅との間隔は約9m、共電幹部社宅と同監査役社宅との間隔は約11mである。文化庁が定めた「文化財建造物防災施設等補助事業指針（案）」（平成8年再改定）によると、当該文化財建造物との近接距離が20m以下のものを第一次近接建物と称し、そのための防災施設が文化庁の補助対象となることが示されている。この20mを基準とした場合、これらは近接建物となる。1棟で火災が起こった場合、他の建物に延焼する危険性が高い。

ウ. 防火管理の現状と利用状況に係る課題

現在、建物は非公開で敷地内は火気禁止としているが、管理は常駐ではないため、火災発生時の対応が遅れる可能性がある。今後公開時には、外国人東社宅には管理者が置かれる予定であるが、その他の建物は無人となる可能性もある。また、閉館日や夜間は完全に無人となるため、消防設備の設置や初期消火体制の検討を行い、活用に合わせて体制を整え、消火訓練・機器の点検も定期的に行っていく必要がある。

(2) 防火管理計画

ア. 防火管理区域の設定

防火管理区域は、当該区域の防火のために配慮が必要とされる区域とし、当該建物の周囲20mの範囲に設定を行う。ただし、本計画区域を越えて防火管理区域の設定は行わないこととする。

イ. 防火管理者、消火体制、予防措置について

現在、防火管理者や消火体制は決められていない。今後、公開に合わせて体制等の検討を行い決めることとする。その際、地元消防署と十分に協議を行い決定する。

(3) 防犯計画

所有企業の情報ではこれまで特に事故歴はないが、現在、十分な防犯対策が取られているとは言えない。公開までに事故防止のための巡回体制や、監視用警備の導入を検討することとする。

(4) 防災設備計画

ア. 設備整備計画

現在、建物内に防災設備は設置されていない。活用、公開にあたって、今後、それぞれの建物の用が決定され次第、消防法施行令（昭和36年政令37号）別表第1の区分に基づき、所定の設備の設置と、防火管理者の選任を行わなければならない。

イ. 保守管理計画

防火設備の維持管理については、消防法（昭和23年法律第186号）に定められた点検を実施する。

2. 耐震対策

財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき別子鉱業所長社宅及び住友化学幹部社宅は、耐震補強工事を実施した。外国人西社宅、外国人東社宅において耐震診断は実施しているが、実施設計の中で耐震補強工事を扱うことにする。また、共電幹部社宅と同監査役社宅についても同様に順次行う必要がある。

3. 耐風対策

別子鉱業所長社宅及び住友化学幹部社宅は平屋建のために構造的には問題はないが、外国人西社宅、外国人東社宅は建築基準法の風圧力計算に基づき実施設計を進める中で検討する。屋根瓦は別子鉱業所長社宅、住友化学幹部社宅、外国人東社宅は全瓦を釘で固定しているために影響はないと考えられる。外国人西社宅は実施設計の中で屋根の改修工事を実施する予定だが、全瓦釘打ちが必要である。外国人西社宅、外国人東社宅及び別子鉱業所長社宅の応接棟及び住友化学幹部社宅応接室の窓に雨戸がないために、台風等の影響で飛散する可能性がある。

4. その他の災害対策

(1) 避雷対策

当該建物は、すべて避雷針の設置義務はないが、実施設計時に検討を行い設置するかどうかを決定することとする。

(2) 獣害対策

建物損傷などの被害は報告されていないが、近隣には樹木も多く、動物や昆虫による被害は十分に考えられる。特にイノシシの目撃情報が多く出没している痕跡があるため、今後防止策を検討し設置を行う。